

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(令和12年12月31日まで)

秋本少安第213号  
令和2年3月13日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

秋田県警察チャイルド・セーフティ・センター運用要領について(例規)

秋田県警察チャイルド・セーフティ・センターについては、「秋田県警察少年サポートセンター運用要領の一部改正について(例規)」(令和2年3月13日付け秋本少安第212号)により規定しているところであるが、令和2年3月23日から別添「秋田県警察チャイルド・セーフティ・センター運用要領」のとおり運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

## 秋田県警察チャイルド・セーフティ・センター運用要領

### 第1 目的

この要領は、秋田県警察チャイルド・セーフティ・センター（以下「チャイルドセンター」という。）の運用を適正かつ効果的に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 構成等

- 1 チャイルドセンターの職員は、生活安全部少年女性安全課（以下「少年女性安全課」という。）の警察行政職員（少年補導職員）及び警察本部長が任用する者をもって充てるものとする。
- 2 チャイルドセンターは、チャイルド・セーフティ・センター長（以下「チャイルドセンター長」という。）及びチャイルド・セーフティ・センター員（以下「チャイルドセンター員」という。）をもって構成するものとする。
- 3 チャイルドセンター長は、少年女性安全課の警察行政職員（少年補導職員）をもって充てるものとする。

### 第3 活動

チャイルドセンターは、少年女性安全課長の指揮・監督の下に、関係機関・団体等と連携して次の活動を行うものとする。

- 1 少年に関するSOSに対応する活動  
少年や保護者等から寄せられる少年の健全育成のための相談に対する指導・助言、当該事案への対応が可能な関係機関の紹介及び巡回指導活動
- 2 少年の非行及び犯罪被害の防止に関する活動  
少年の規範意識及び道徳心の向上並びに犯罪被害の防止等健全育成を図るための各種教室の開催
- 3 情報発信活動  
少年、保護者、学校及び地域住民に対して少年の非行及び犯罪被害の防止等に関する情報を発信する活動
- 4 その他少年の健全育成上必要と認められる活動  
少年を取り巻く有害環境の浄化等の少年の健全育成に関する活動

### 第4 チャイルドセンター員（警察行政職員以外）の任用等

- 1 チャイルドセンター員の任用  
チャイルドセンター員は、少年警察活動について知識及び経験を有すると認められる者又はその能力がこれに準ずると認められる者であって、次に掲げる要件を全て満たしている者のうちから「秋田県警察非常勤職員任用等取扱要綱の制定について（例規）」（平成28年8月9日付け秋本務第679号）に定めるところにより、警察本部長が任用するものとする。
  - (1) 人格及び行動について社会的信望を有すること。
  - (2) 職務の遂行に必要な熱意を有すること。

(3) 健康で活動力があること。

## 2 チャイルドセンター員の遵守事項

チャイルドセンター員は、第3に掲げる活動を行うに当たり、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 本要領のほか、法令、条例その他関係規程に従うこと。

(2) チャイルドセンター員としての信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしないこと。

(3) 在職中のほか、職を退いた後も、職務上知り得た秘密を漏らさないこと。

(4) 職務に専念すること。

(5) 関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意すること。

(6) 政治的行為をしないこと。

## 3 身分証明書

チャイルドセンター員は、その活動を行うに当たり、その身分を示す証明書（別記様式）を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示するものとする。

## 4 指導教養

少年女性安全課長は、当該チャイルドセンター員に対してその職務に関する必要な知識及び技術について指導教養を行うものとする。

## 5 車両の使用

チャイルドセンター員が公務上車両を使用する場合は、「秋田県警察職員による自動車等の運転に関する訓令」（平成18年秋田県警察本部訓令第5号）の規定によるものとする。

別記様式（第4の3関係）

(表)

6 cm	第 号
	<b>身分証明書</b>
3 cm	2.5 cm
	(顔写真)
氏 名	
_____ 上記の者は、チャイルド・セーフティ・センター員であることを証明する。	
年 月 日	
秋 田 県 警 察 本 部 長	
9 cm	

※「身分証明書」の両側は青色とする

※「記章」は薄く文字の背面にある

(裏)

- 1 職務に従事するときは、本証を携帯すること。
- 2 本証は、その目的以外に使用しないこと。
- 3 本証を、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
- 4 本証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出ること。
- 5 当該資格を喪失したときは、本証を遅滞なく返納すること。
- 6 本証に警察本部長印のないものは無効とする。